

帰国事業に於ける「楽園」幻想の解体

—金達寿『日本人妻』論—

李 文鎬

1. はじめに

これまで帰国事業¹は、日本における在日朝鮮人の歴史と結びつけた形で語られることが多かった。それには「人道問題」を掲げていた最初期の帰国事業が孕む植民地支配の「清算」という目的に根本的な原因がある。朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と略）の清津（チョンジン）にむけ新潟港から帰国第一船が出発する前日であった1959年12月13日『毎日新聞』の社説をみても、そのような論理が明確に読み取れる。

北朝鮮に帰還する人たちの感情は、こうして、いよいよ日本を去ろうとするときを迎え、たぶん複雑なものであろう。我々も同様である。この人たちが日本にきて以来の月日は不愉快なことが多かったと思う。戦前の圧迫が忘れられない思い出となっていることも、十分に想像されることだ。（中略） 去っていく人たちに対して日本での、そして日本人に対しての、いい思い出だけは、消さずに持っていることを望む。それがお互いの友好を断ってしまわないための最善の方法なのである。送る側も、いたらなかったことを反省して、北朝鮮での生活が恵まれたものであることを心から願う²

在日朝鮮人の北朝鮮への帰還は、「不愉快なこと」や「戦前の圧迫」といった過去の忌まわしい記憶を「いい思い出」へと変え、これから彼らの「祖国」となる北朝鮮と日本との友好をも約束する「魔法の解決策」だったのである。そのためには、在日朝鮮人の帰還先である北朝鮮は必ず恵まれた生活が待っている「楽園」でなければならなかった。現実とは裏腹に、送る側も送られる側も、そのように信じることを選んだのである。ここには、帰国事業における北朝鮮の「楽園的なイメージ」の構築プロセスの一端が覗かれる。ところが、在日朝鮮人男性を「頼って」北朝鮮に帰るといふ付随的な存在としか考えられなかった「日本人妻³」が、帰国事業を物語る主体となって浮上することで、帰国事業についてのこのような語り方は、変

化を余儀なくされた。そのことは在日朝鮮人を帰国事業から切り離し、日本人妻を媒介にした新たな日朝関係史の展開を意味するものでもあった。

北朝鮮帰国者が急減する1974年（479名）、日本では、「日本人妻自由往来実現運動の会」が設立され、日本人妻の里帰りや安否調査団の派遣が政府、日本赤十字社（以下、日赤と略）、在日朝鮮人総联合会⁴（以下、朝総連と略）などに求められた⁵。この運動の中心人物であった池田文子⁶は、「（日本人妻は：引用者による 以下同）国交がなくても帰還したのですから、国交がなくても人道主義に基づいて里帰りをするのは当然の人道上の権利だと思います」⁷と主張する。ここからは、帰国事業に関する議論の主体や人道主義の適用対象が、在日朝鮮人から日本人妻へと滑らかにスライドしていく様子が確認できる。特に日本と北朝鮮の間に「国交がなくても」推進されたという帰国事業の矛盾は、これ以後、日本人妻の「悲劇」を象徴し、国内の批判的な世論の矛先を北朝鮮にむける装置として機能することになる。

帰国事業が終了する1984年前後になると、「帰国事業＝日本人妻の悲劇＝北朝鮮批判」という図式はより顕著になる。1985年に『朝日ジャーナル』に掲載されたルポルタージュ記事「北朝鮮日本人妻の意外に平穏な暮らし」⁸では、北朝鮮批判の逆批判として3人の日本人妻の平壤での生活が紹介されている。「意外に平穏な暮らし」というタイトルが暗示するごとく、日本人妻の「不穏な暮らし」が前提にされており、1998年に一部の日本人妻が里帰りするまで彼女たちの「惨状」をめぐる議論が続けられることになる。ここで注意したいのは、実際に日本人妻が北朝鮮に渡り「平穏」な生活を営為したのか否かという問題ではなく、日本人妻がいかなる文脈で語られ、日本での北朝鮮表象につながっていくのかという点にある。2002年の日朝首脳会談の結果、日本人妻は、拉致被害者の存在とともにネガティブな記号としての「北朝鮮」像をより鮮明に際立たせる役割を果たした。日本人妻は、「北朝鮮現象」とも呼ばれる、北朝鮮に対する批判的な言説の洪水の「源流」という意味ももっているのである。

本稿では、戦後在日朝鮮人作家を代表する金達寿（キム・ダルス、1919-1997）による『日本人妻』を研究対象として扱う。この作品は、日本人妻問題を真正面から描いた「稀」な作品として評価できる。それは、帰国事業における日本人妻がもつ政治性を先駆的に表現しているだけでなく、従来は在日朝鮮人の側からしか顧みられることのなかった帰国物語を、日本人の目から「見直す」という、新たな立場をとっている点においても注目し得る。この作品のあらすじは次のようなものである。戦前炭鉱労働者として徴用され日本に渡った朝鮮人夫「劉徳守」（ユ・ドクス）と、戦争で日本人の夫をなくした戦争未亡人である日本人妻「加原芳江」は、戦後南朝鮮と日本でそれぞれ様々な差別と苦境に直面する。やがて在日朝鮮人の北

朝鮮への帰国が始まると、新しい希望を求めた芳江は帰国を決心し、夫と息子を北朝鮮に帰還させるが、芳江自身は、亡くなった日本人夫との間に生まれた娘であるさだ子の養育費の問題で帰国できず、一人新潟に残される。

本稿の目的は、帰国事業の最盛期であった1950年代後半から60年代初期という社会的文脈において、『日本人妻』がいかなる「読み」の可能性をもち、北朝鮮表象につながっているかを、在日朝鮮人ではない「日本人妻」と結びつけて考察することにある。具体的な作業としては、まず当時の日本人妻言説における「祖国＝北朝鮮」という観念を分析し、テキストの中で見られる芳江の「祖国」意識と比較検討する。そして、テキストの「読み」を決定するもっとも重要なテーマである芳江の帰国挫折の原因を、芳江の人物設定や軍人恩給問題と関連付け検証する。最後に、帰還案内の内容をとおして芳江の立場や行動が帰国事業をどう表象しているかを論じる。以上の作業をとおして帰国事業をめぐる当時の言説と『日本人妻』の関係を明確にする。最終的には、その中で生まれる帰国事業が胚胎していた矛盾や北朝鮮表象を明らかにしたい。

なお本稿では『金達寿小説全集 二』（筑摩書房、1980年）所収『日本人妻』を底本とし、初出である『週刊朝日・別冊』（朝日新聞出版、1961年9月号）に掲載された「日本人妻物語」を参考にする。

2. 日本人妻言説における「祖国」の真相

在日朝鮮人の大半が朝鮮南部、つまり大韓民国（以下、韓国と略）地域出身だったにもかかわらず北朝鮮に帰還したことは、帰国事業を論ずる際に重要視される問題の一つである。その理由については、朝連や朝総連などの民族団体が北朝鮮を支持したこと、韓国の政情不安定や貧困、在日社会に対する北朝鮮の金銭的援助（民族教育）などがあげられる。ただし、明確にしておきたいのは、当時の朝鮮半島をめぐる状況や北朝鮮の営為は、地理的な「祖国」であった「南鮮」を相対化させ、心象的な「祖国」である「北鮮」を想起させるよう、在日朝鮮人に働かせたということである。そこには「祖国」のまなざしが北朝鮮に置き換えられる力学が働いていた。

しかし、朝鮮人夫と一緒に北朝鮮に渡ろうとした（あるいは渡った）日本人妻たちは、夫の祖国「朝鮮」をどう認識していたのだろうか。また、日本人妻をめぐる社会的な言説における「朝鮮表象」は、どのように展開したのであろうか。この問いが重要であるのは、テキストの中で、日本人妻の芳江が内面化した朝鮮認識が夫の劉徳守を帰国にみちびく過程で決定的な働きをするからである。『日本人妻』の

芳江について語る前に、まずここでは、当時の言説において日本人妻が北朝鮮という「祖国」をどのように認識していたのか、確認してみよう。次の引用は1959年『朝日新聞』に掲載された「帰る人、残る人―帰国話しはタブー」という見出しの記事で、朝鮮に帰りたい夫と、「帰国」に躊躇する日本人妻（姜・君江）の話しを紹介している。

国際結婚して朝鮮（韓国）に帰った人たちのなかには苦勞した人も多かったというのだ。（中略）北朝鮮は違うかもしれないが、これは未知の国だ。民族的な差別待遇がないかどうか今のところわからない。（中略）「子供のためには朝鮮に行った方がほんとうはいいんだと思うけれども、私には決心ができません」¹⁰

ここで彼女は、「朝鮮＝韓国」と述べているが、それに比べ北朝鮮は「未知の国」であると語っている。「未知の国」という言葉は、新しい希望にみちる魅力ある地というイメージよりも、不安と懸念の、得体の知れない地として表象されている。また、北朝鮮は、夫と子供のためには行くべきであるが、日本人である自分には何のメリットもなく、むしろ民族的差別が想定される場所であると認識している。実際、このような憂慮もあってか、北朝鮮に渡った日本人妻の数は決して多くなかった。1950年代、在日朝鮮人世帯、約13万世帯のうち、約5分の1～3分の1の割合が日本人を妻とする世帯であったこと¹¹から推察すると、実際に北朝鮮に渡った1800人あまりの日本人妻はむしろ特殊なケースであったとも考えられる。

金達寿自身も、日本人妻の「帰国」に関して、雑誌や新聞に多数の文章を残している。そのような彼の文章にみられる特徴は、「帰国」が誰よりも日本人妻本人の幸せのためにいかに大事であることを強調した点である。さらに、「朝鮮＝韓国」という図式が完全に消えていたことも看過してはならない。このことは、当時帰国を推進していた朝総連のプロパガンダとも一致するもの¹²であったといえる。たとえば、1959年『婦人公論』に掲載された「夫の国朝鮮へ帰る“日本人妻”」という金達寿の文章についてみてみよう。

この人たちをして朝鮮への帰国を決意させて踏みきらせた最大のものは、生活苦ということもあるが、それは何といても、この日本では民族的差別に耐えられないからであるという。（中略）ただ一つ、ハッキリと確信をもっていえることは、「朝鮮民主主義人民共和国では、この日本でのような民族的差別というものは決してない」ということである¹³

この文章では、見出しの中の「夫の祖国朝鮮」が、朝鮮人民民主主義共和国であると共に具体的に示されている。この朝鮮＝北朝鮮という等式は植民地化される以前の朝鮮から、植民地朝鮮を省き、まっすぐ北朝鮮にいたる「祖国」の連続性を意図的に強調していると解釈できる。その根拠と関連し、もう一点注目すべきことは、日本人妻に対して向けられる「祖国」のイメージとして、北朝鮮にはむしろ「民族的差別というものはない」と主張されていることである。このような言い方は、前にみたように「帰国」に躊躇していた姜・君江の話した内容と対比されるものである。

それでは「民族的差別のない国」は「祖国朝鮮」と北朝鮮をどのように媒介していたのだろうか。たとえば、1960年の『週刊朝日・別冊』にみられる「新潟から帰った人々―以外に多い日本人妻」¹⁴という記事には「彼女たち（著者注：日本人妻）は、たまたま朝鮮人の妻となったということで、自分の祖国のなかでありながら、その夫とともに、様々な圧迫や差別に耐えてこなければならなかった」日本人妻たちが「そこで（北朝鮮）しあわせになってくれるように、と望まないではいられなかった」と記されている。実際、北朝鮮に渡った日本人妻たちが書いた手記の内容によると、夫と子どもの就職差別や周りの差別的な視線¹⁵、つまり「日本国内での差別」が「帰国」を決心させた一つの要因だったと述べられている。北朝鮮に帰れば幸せになれる根拠として、金達寿は、「その証拠には一すでに、向こう（北朝鮮）にはあなた方のセンパイがいるのですよ―とも私はいった」¹⁶と語っている。ここで彼がいう「センパイ」が誰を指しているのかについては、1959年の『読売新聞』記事「帰国する朝鮮人―“日本人”も朝鮮へ」¹⁷の中から確認することができる。記事の中で紹介されている「水生勝子」は日本人妻で、彼女が北朝鮮で翻訳した「児童作品集」に接した金達寿は、北朝鮮が日本人妻にとって「未知の国」などではなく、夢を叶えられる場所であると呼びかけている。

以上のように、金達寿は、朝鮮人と結婚したことによって民族的差別をうける日本人妻たちに、ある種の「朝鮮民族としての連帯感」を提供しようとしている。日本人妻言説における「祖国」は日本人妻と結婚した多くの在日朝鮮人家庭を包容するためには、民族の外延を積極的に拡張しなければならなかった。日本人妻をも包摂する、「朝鮮民族」という「想像の絆」が必要だったのである。この「絆」によって、「夫の祖国」が日本人妻の「祖国」ともなり、「帰国」への抵抗感も和らぐ役割を果たしたのであろう。

しかし、このような民族的外延の拡張を受容できる空間とは、「民族的差別のない祖国」ではなく、民族差別が存在することすらできない「均一化した社会」でもあるという側面が隠蔽されていることも見逃してはならない。北朝鮮では1948年以来、共産主義の理念のもと、戦前の帝国主義者や親日派（植民地時代に日本に協力した

朝鮮人)を完全に肅清した。このような「過去の清算」は朝鮮戦争(1950~1953)後にもつづき、帝国主義と植民地支配が残した思想的な「不純」を一掃したという観念一汚れなき純粋な朝鮮、という幻想一を北朝鮮に与えた。在日朝鮮人社会が韓国ではなく北朝鮮から民族的正統性をもとめた理由も、ここにあった。民族文学を追求してきたといわれる金達寿も¹⁸同じ幻想に囚われていたのであろう。そのような状況にあった北朝鮮では、「朝鮮民族」を中心とする「均質さ」が支配する社会として、差別そのものも打ち消されたのである。いいかえれば、「民族差別のない」という「ころし文句」は、日本人妻たちにむしろ徹底的に「朝鮮民族」であることを強要するものであったのである。

3. 『日本人妻』における「民族」の真相—芳江による北朝鮮表象

以上のように、金達寿の日本人妻言説における祖国の真相を確認したうえで、『日本人妻』の論に戻りたい。『日本人妻』において、芳江と劉徳守が結婚したのは戦争が終わった1945年であり、二人は芳江の両親の反対や周りの視線から逃れるために「逃げるようにして朝鮮の劉徳守の故郷(333頁)」へ帰っていった。1948年の韓国建国以前の朝鮮南部の「慶尚南道・金海」に着いた芳江は、劉徳守が単身で再び日本に出稼ぎに行ってしまうてからは、「ことばも知らない異民族のただなかで」途方にくれる。朝鮮に来るときすでに生まれていたさだ子(前夫中川との娘)と経済的にも苦しい日々を送っていた。芳江はついに、日本人であるという理由で村の人々から排斥され、翌年さだ子を連れて日本に戻ることになる。

日本で劉徳守と再会した芳江は、かつぎ屋や屑屋をして生計をたてる夫と共に、大阪、福井、新潟を転々としながら生活していく。しかし今度は劉徳守が朝鮮人であるという理由で詐欺に巻き込まれたり、泥棒に疑われたりと、不当な民族差別を経験する。それだけではなく、同じ朝鮮人の朝連のメンバーからは「朝鮮人の面汚し」といわれ、暴行をうける。最後には日本の警察に連行され、拷問をうけたあげく、劉徳守は精神分裂症になる。国の失業対策労働者として日雇い労働で働いていた芳江は、劉徳守に帰国事業の話を持ちかける。以下の引用は芳江の朝鮮認識があらわれる箇所である。

その彼をさいごに救うことになったのは、在日朝鮮人の帰国であった。はじめそのはなしを聞いてきて持ちだしたのは、劉ではなくて、芳江のほうであった。劉は半病人でいつも家のなかでぼんやりしていたから、そんな世間の動きも何も知らなかったが、芳江は長いあいだの失対労働者として、いまはその組

合運動にも加わっていたから、朝鮮民主主義人民共和国・北朝鮮における社会主義のことなども、むしろ彼女の方がくわしく、よく知っていた。芳江は、朝鮮といえば、あの南朝鮮でのことを思いだしておぞけをふるったが、しかし、だからまた、その南とはまったく別な朝鮮があるということをも知るようになっていた。彼女は失業者というもののいない新しい社会というものについて夫の劉に話しながら、それを持ちだしたのであったが、そんなにくわしく語る必要はなかった。「なに、朝鮮へ帰る、帰れる？」と劉はそれを聞くと、すぐに目をかがやかせていた。(341頁)

半病人で世間の動きを全く知らない劉徳守にくらべ、芳江は労働組合運動に加わっていたため、北朝鮮における社会主義をよく知るようになった。夫である劉徳守を救うことになった帰国事業がめざす「祖国」として、また世間しらずの彼にとっての「未知の国」として、芳江は北朝鮮を位置づけている。さらに芳江は、今まで朝鮮と南朝鮮とを同一視していたが、南朝鮮での経験があったからこそもっと積極的に北朝鮮について知ろうとしたと解釈できる。もちろん、1945年から46年まで南朝鮮に滞在した芳江にとって「南朝鮮＝韓国」という等式は成立しないわけである。しかし、帰国事業の開始と前後して在日朝鮮人の「北送」に反対する韓国が北朝鮮と激しく対立した点を考えれば、芳江が「おぞけをふるった」南朝鮮は韓国に読まれた可能性が高いと判断される。それでは、「南とはまったく別な朝鮮」は、テキストの中で最終的にどのように表象されているのだろうか。

芳江は、「失業者というもののいない新しい社会というもの」について、夫に説明する。経済的平等主義にもとづいた失業者のいない社会は、「社会主義楽園—北朝鮮」の骨格であり、まさに北朝鮮の「idealization（理想化）」が行われているといえる。ここまで分析するかぎり、『日本人妻』の主人公芳江による北朝鮮表象は、韓国を「朝鮮」から切り離し「朝鮮＝祖国＝北朝鮮」の等式を完成しており、「帰国」をめぐる不安を克服していることなどから、当時日本人妻言説で求められていた理想の北朝鮮表象そのものであると分析できる。同時に、北朝鮮側の声を代弁していた朝総連をはじめ、帰国事業を支持した日本のメディアの論理に回収される側面も内在していると読み取れる。

しかしここで注意しなければならない点は、「失業者のいない」社会とは、帰国した在日朝鮮人とその配偶者を民族的に差別しない社会システムが必要とされるということである。そのような意味においては、北朝鮮は未だ明確に「祖国朝鮮」の地位を獲得しえておらず、不確かな「新しい社会というもの」として留保されているのである。

芳江が北朝鮮に行こうと決意する場面の引用をみてみよう。

芳江はその目のかがやきのなかに、ハット、民族というものを見たような気がした。民族。それは芳江にとっては自分があの南朝鮮で体験したもの、そしていまは夫の劉徳守がこの日本でなめているもの、そこにはどちらにもその民族というものがあつた。もしその差別のないところがあるとすれば、かりにそこがどこであろうと、夫のために、またそのあいだに生まれていまはもう十一歳にもなる長男の義夫のためにも、自分がそちらへ行くべきではないか。しかもこれは、ほかならぬ彼らにとっての祖国なのだ。そう考えて、彼女は自分もいっしょにもう一度その朝鮮へ帰ってゆこうと決意したのであつた。(341頁)

芳江は夫と息子の義夫のために朝鮮（北朝鮮）に行こうと決心する。芳江にとって朝鮮（南朝鮮）は「おぞけをふるう」ほどつらい思いを味つた場所であつたにもかかわらず、彼女は「かりにそこがどこであろうと」「自分がそちらへ行くべきではないか」と決意する。しかしここで注意したいのは、北朝鮮が「彼らにとっての祖国」として語っている点である。劉徳守の故郷である南朝鮮に行つたことがある芳江にとっては、北朝鮮を夫や息子の祖国と決めつける根拠はない。そのうえ、夫である劉徳守は、芳江が北朝鮮や失業者のいない新しい社会の話しを持ちだしたときも、ただ「朝鮮へ帰る、朝鮮へ帰れる？」と言う程度の反応しか見せなかつた。芳江による恣意的な「祖国きめつけ」としか解釈できないこの場面をとおして、一見すると、自分を犠牲にしてまで夫と息子を救おうとする芳江の行動には、別のねらいがあつたことが推察できる。そのねらいは何であつたのか、芳江の「民族」をめぐる認識から把握したい。

ここで「民族」は、芳江と劉徳守がそれぞれ「体験したもの」、「なめているもの」として表現されている。つまり、「民族」は「差別」そのものであり、芳江と劉徳守がどこへ行こうとも二人につきまとい苦境をもたらすネガティブなものとして表象されているのである。結論からいえば、芳江がいう「差別がない」ところは、実は「民族」そのものを漂白し、朝鮮人・日本人どちらにも呪縛されない文字通り「新しい社会」であつたといえる。芳江によって民族的純粋性を条件とする「社会主義樂園」は否定され、金達寿が夢見た「祖国」は、「民族」を解体する方向へと進んだのである。

4. 芳江の帰国挫折の問題—軍人恩給増額問題との関係から

『日本人妻』は大きく分けて三つの内容で構成されている。まず、語り手である在日朝鮮人作家の「私」が芳江の話を目にしたあと、彼女の話を取材するため日本人女優「K」と新潟に行くまでの内容である。次に、芳江が南朝鮮での生活から日本に戻り、北朝鮮への「帰国」にいたるまでの話である。最後に、「帰国」を決意した芳江がさだ子の養育費の問題で「帰国」できず、一人新潟に残されるという内容である。この中で、第三の部分で描かれる芳江の帰国挫折をめぐる問題は、『日本人妻』が発表当時どう読まれていたかを考察するうえでもっとも重要な手がかりを提供してくれる。

このテキストは、次のような語り手の問いかけから始まっている—「加原芳江はすでに帰国した朝鮮人のいわゆる日本人妻であったが、彼女は夫といっしょに帰っていった子供とも離れて、いまもお新潟市内に一人のこっているという。彼女はなぜ、夫や子供といっしょに帰らずにのこっているのか？（329頁）」。その理由は、テキストの最後で、次のように明確に記述されることになる。

さだ子はいまは十六歳になっていて、中学を出て、ある医院の看護婦の見習いとなっていた。実家からは、そのさだ子が一人前の看護婦となるまでは、せめて来年の三月まで帰国を見合わせてくれ、というのであった。というのは、芳江が朝鮮へ帰ってしまえば、いままで受けていた旧軍人恩給がとれなくなってしまうからであった。しかもその軍人恩給は、二等兵として戦死した中川のばあい、これまでは四万四千円ばかりであったが、それが昨年七月からは五万三千元ほどに増額されることになっていたので、芳江がいまもお新潟に一人とりのこされることになっているのは、そのためであった。彼女は、いまはすでにその祖国へ帰っている朝鮮人のいわゆる日本人妻であると同時に、まだ依然として、日本のいわゆる戦争未亡人でもあったのである。芳江は、まだ、新潟に残っている。(342頁)

芳江は、在日朝鮮人の妻であるとともに、徴集後すぐに亡くなった前夫、中川重夫との間に生まれた娘をもつ、戦争未亡人¹⁹でもあった。芳江と劉徳守は事実婚状態であり、芳江の戸籍は中川と結婚した当時のままになっていた。そのため、芳江は旧軍人恩給、いわゆる遺族扶助料の受給資格²⁰をもっていたが、さだ子の場合、中川が戦死した後に生まれたため遺族にならず、扶助料がもらえなかった。

芳江の実家は五才になったさだ子を引き取り、彼女が16才になるまで養育してい

た。その理由は、「さだ子はレッキとした日本人中川重夫の娘であるから、朝鮮人である劉の手にまかせておくわけには行かない（336頁）」というのであった。戦後、GHQの政策で停止になった扶助料が復活するのは1953年であるが、さだ子が実家に引き取られた後まもなく扶助料がもらえるようになった芳江は、そのお金をさだ子の養育費に使うことになる。このことは、朝鮮人と結婚した日本人妻でありながら、経済的には亡き日本人の夫に従属しているという、芳江のねじれた立場を表している。芳江がさだ子を実家に渡したあとも劉徳守と入籍できなかった理由は、おそらくここにあったのであろう。

芳江は北朝鮮へ「帰国」する前に、さだ子が看護婦の見習いをおえて社会人になるまで、戦争未亡人としての義務を果たさなければならなかった。それは、芳江個人の幸せや自由を制約するだけでなく、新しい生活をもとめて北朝鮮へ行こうとした夢までも挫折させる。個人の「幸福を求める生活の自由」といった戦後の理念²¹からも、「樂園」と宣伝された北朝鮮にたくした希望さえも叶えることのできない、「時代が生み出した悲劇」として、芳江は位置づけられる。しかしこのように芳江がいまなお新潟に一人とりのこされることになっている理由について、テキストのなかでは、「軍人恩給」とその増額のためであったことが大きくクローズアップされているのである。

ここで、テキストの文脈を明らかにするために、軍人恩給問題をめぐる言説の展開を整理しておく必要がある。まずは軍人恩給の復活に際し、恩給法特例審議会委員であった高木三郎が書いた「軍人恩給の復活に寄せて」という文書の引用をみよう。

恩給は軍人官史等国家、公共団体の使用人に与えられた特殊の給与であって、この制度あるがために財政上国家の基礎を危うくすることがないかという恩給亡国論がある一面、明治、大正、昭和の三代にわたりこの制度あるがために士気を作興し後顧の憂いなく国事に専念することを得てわが国の急速なる国運の発展に寄与した功績もまた没却すべきでないと思う。（中略）軍人恩給の復活が再軍備に直結すると考えるのは思いすぎであると思う²²。

高木は、軍人恩給が「明治、大正、昭和の三代にわたり…わが国の急速なる国運の発展に寄与した」と述べているが、ここで「国運の発展」が意味するものは、いうまでもなく侵略戦争による帝国の拡張であると解釈される。当然軍人恩給の復活は、アメリカによる占領統治の終了と同時に訪れた「帝国のノスタルジア」という文脈で理解されたはずであろう。高木は最後に再軍備に対する恐れに言及し、それ

は「思いすぎ」であると結んでいるが、この引用からは、再軍備の恐れは依然として恩給復活につきまとう大きな問題であったことがわかる。ところが、軍人恩給問題が孕んでいたより深刻な課題は、社会保障制度の進展を妨げかねない軍人恩給増額にあった。

軍人恩給の増額に関する議論が新聞に見られ始めるのは1955年頃からであり、それ以降1963年まで軍人恩給をめぐる議論が続いた。恩給増額の構想が発表された1955年、『朝日新聞』6月30日付読者の「声」投稿欄には、増額に反対する意見が載せられている。神奈川県からの読者は、「賛成できない軍人恩給増額」という文章で次のように書いている。

私は（恩給の増額に）賛成できない。何故なら、戦争の犠牲と貧困は、すべての国民に共通だからである。（中略）貧弱なわが国の社会保障の中で、ただ旧軍人や遺家族の援護だけが特別重要視されていることは、何を意味するのだろうか。私は、旧軍人や遺家族であるにかかわらず、すべての貧困者が平等に最低生活を保障されるよう望みたい。軍事費は外側から社会保障を圧迫しているが、恩給法や遺家族援護法の偏重は、これをさらに内側から破壊しているように思えてならない²³。

この投稿者は、国民全体に平等に適用される社会保障に向け、それを「内側」から破壊する軍人恩給に反対すると述べている。それは「最低生活を保障する」という社会主義的発想に基づき、平等性に重点をおいている。その他にも、『読売新聞』1958年2月2日の記事では、一面を割いて「恩給増額はか非か」²⁴という見出しで賛成意見・反対意見を紹介している。この記事でも同様に反対意見の見出し語は「国民は平等に、一般人こそ戦争の犠牲者」となっており、国民に平等な待遇をもとめている。元軍人であった読者は、「軍人恩給制度には終止符を打つべき」、「強力な社会保障を望む」と主張している。さらに福島県からの読者は、「年金制が理想」という意見を披瀝している。

また、同時期、『朝日新聞』の社説においても「恩給増額か国民年金か」というタイトルで日本の社会保障制度が岐路に立たされることが強調されている。その内容の一部を引用する。

前にも本欄で論じたように、ここで三百億円の恩給増額を認めると、年金制度へ切りかえること自体、財源が先取りされるため、非常に難しくなって来る。年金制度には巨額の費用を要するが、財政の余力から見て、あまり最初から出

せそうにもない。その時に300億円を恩給増額にとられてしまうと年金制度の発足がいつのことか見当がつかなくなろう²⁵。

引用した資料では、社会保障システムの年金制度への切りかえが恩給増額によって足止めされる可能性が指摘されている。年金制度への切りかえこそ、日本が充実した社会保障システムを通して平等な福祉国家にむけて踏み出す第一歩であるという認識は、マスコミ、特に『朝日新聞』に代表される非保守系メディアを中心に広まっていたと推察できる。ここでもっとも重要である、「軍人恩給の増額」が喚起する当時の認識の磁場であるが、それは社会保障制度の「頓挫」ではなく、むしろ平等な福祉、社会保障に向けての強烈な欲望、その実現可能性への夢を逆説的に見出していると読み取れる。

ここでもう一度芳江の帰国挫折の話に戻り、恩給増額と帰国失敗の原因を結びつけて考察してみよう。まず、芳江の実家では軍人恩給の復活に伴い、金銭的な利益を想定して、民族差別を利用し、さだ子＝「遺族の経済的な既得権」を取り戻す。さらに恩給増額という特権を保つために、芳江を犠牲にして帰国を挫折させる。整理すると、芳江の帰国頓挫の理由として恩給増額がクローズアップされていたのは、経済的な平等性を妨げる「軍国主義のノスタルジア」によって、芳江の「社会主義楽園」行きが挫折させられたことをより鮮明にするためであった。しかし、テキストを『日本人妻』が発表された1961年の社会的文脈に置き換えて考える場合、新たな解釈の可能性も出てくるのである。1961年、日本では、恩給増額にもかかわらず、国民年金制度と国民保険制度が同時に確立された。恩給増額が喚起している平等な福祉や社会保障というテーゼは、「働ける、食える」と宣伝された北朝鮮の経済的平等主義にオーバーラップされることで、芳江の「楽園行き」に内在していた「北朝鮮幻想」を弱体化させる結果となったのである。そのことには、社会保障制度の外側に置かれる在日朝鮮人の存在を隠蔽しながら、新しい時代へ変わろうとしていた帰国事業の暴力性が、依然として影を落としているのである。

5. 芳江の新潟残留が孕む不可解さ

『日本人妻』の初出である『週刊朝日・別冊』に掲載された「日本人妻物語」には、「彼女はなぜ夫を帰国させたあとも、新潟に残っていなければならないのか。その苦難の半生（106頁）」という副題がついている。『週刊朝日・別冊』の編集意図によってつけられたと考えられるこの副題からは、芳江はまず夫を帰国させた後、自身も北朝鮮に渡るつもりであったが、それができず新潟に残留せざるをえなかったと

解釈することができるだろう。テキストの中で芳江の帰国挫折をめぐるエピソードは、芳江の「悲劇」の直接的な原因になるわけだが、看過してはならないのは、それが条件付きの「一時的」なものとなっていることであり、芳江の実家はさだ子が看護婦になるまで、「せめて来年の三月まで（342頁）」という条件つきで芳江の「帰国」を諦めさせている。

以上の観点を踏まえて芳江の帰国挫折を改めて考察してみたい。そのために、まず「なぜ夫を帰国させたあとも、新潟に残っていなければならないのか」という問いかけが孕んでいるもう一つの側面、いわゆる帰国事業との内部関係に注目したい。次の引用は、帰国事業が始まる以前に出されていた帰還案内の「帰還者の範囲」を定義した箇所である。

六 帰還者の範囲

一 帰還者の範囲は次に掲げるものであること。

- (1) 在日朝鮮人であって帰還を希望するもの（以下「朝鮮人」という。）
- (2) 婚姻、養子縁組、帰化等により日本国籍を取得した在日朝鮮人であって帰還を希望するもの（以下「元朝鮮人」という。）
- (3) 日本人（元朝鮮人を除く。以下同じ）であって、次のいずれかに該当し、かつ(1)又は(2)の者と共に帰還することを希望するもの

イ (1)または(2)の配偶者、これには、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（すなわち内縁関係にあるもの）も含まれること。

ロ (1)又は(2)の者に扶養されている者。イの者の連れ子、親等で(1)又は(2)の者に扶養されているものは、これに該当するものであること。（以下省略）²⁶

帰還者の範囲の中で(3)の「日本人」は、(1)の「在日朝鮮人」、(2)の「元朝鮮人」と違って、(1)と(2)にある朝鮮人・元朝鮮人の配偶者か、或いは朝鮮人・元朝鮮人に扶養されている日本人配偶者の連れ子、親などに限定されている。(3)の「日本人」に該当する芳江の帰還者としての資格は、朝鮮人・元朝鮮人を同伴しての帰還だけが可能であり、一人では帰還できないものであったことがわかる。芳江の場合、夫の劉徳守を先に帰国させた時点で、事実上、自力で北朝鮮に「帰国」できる能力を失っていたことが明確になるのである。

恩給増額の点から芳江の帰国を差し止めた実家からの要請には、芳江に対し夫と息子との長期的な断絶を強いる意図がなかったにもかかわらず、芳江は新潟に一人とり残されることになってしまったのである。国交もなく、自由な往来もできない

状態で、日本と北朝鮮との間に初めて結ばれた帰還協定²⁷は、芳江の帰国挫折という思わぬ結果を生んでしまったのである。このようにして、芳江の「悲劇」は、帰国事業にまつわる歪んだ現実を間接的に示しているといえる。また、このような亀裂は、テキストの中での芳江の行動の不自然さや周辺人物をめぐる事実関係での不具合を生んでいる。果たして、その不自然さや不具合は、テキスト中でどのように表出されているのだろうか。それは、要約すれば、テキストの中で芳江は自分の帰還者としての資格を知っていたかどうか、という問題である。

語り手の「私」は、芳江に出会うまえに、芳江がなぜ夫や子供と一緒に帰らずに新潟に残っているかについて、次のように述べている。

加原芳江は、夫とは離縁をしてわかれたというわけでもない。しかも、今は北朝鮮の江源道に帰っているという夫や子供からは、「早く帰ってこい」という声がテープに録音されて送られてき、彼女の方からもまた「早く会いたい、どうしている」という声が送りがえしているという。いわば日本海という海をあいだにして、これはいささかメロドラマめくが、しかし私は、その加原芳江という女のはなしに強く興がうごいた (329頁)

「早く会いたい」という芳江の声には、「会いたい」気持ちとは裏腹に、「いつになったら会える」や「すぐに会いに行くから待っていて」などという積極的なメッセージが欠けている点に気がつく。ここでもう一度、芳江の帰国挫折の理由について述べているテキストの箇所を引用する。

さだ子はいまは十六歳になっていて、中学を出て、ある医院の看護婦の見習いとなっていた。実家からは、そのさだ子が一人前の看護婦となるまでは、せめて来年の三月まで帰国を見合わせてくれ、というのであった。(中略) 芳江は、まだ、新潟に残っている。(342頁)

彼女の帰国失敗は、これまでに述べた経緯を考え合わせると帰国遅延とみた方が正しい。すなわち、さだ子が一人前の看護婦になれば、芳江は帰国できるという前提があるからである。しかしながらテキスト全般にかけて、芳江の帰国への意思や今後の帰国計画をうかがえる場面は一箇所もない。芳江の実家の側からみるならば、あらかじめ帰還協定の内容を把握した上で、芳江の帰国を一時とどまらせることで、増額される軍人恩給を継続的に受給できるという計算のもと、芳江の帰国を「妨害」したのではないかという解釈が可能になる。実際、帰還事業の開始を前にして、マ

スコミヤ全国各地では帰還案内の宣伝が行われており、帰還者の範囲および資格について知ることは十分可能であった点が指摘できる。在日朝鮮人と結婚した娘をもつ実家の立場からすると、帰還案内をみて内容を知っていた可能性が十分に考えられる。次の引用は、帰国猶予が芳江自身による判断であるのか、それとも実家からの差し止めのためであるのか、その曖昧さをうかがわせる箇所になっている。

芳江は、早い目に彼ら一家の帰国申請をだして、できればそのあいだに、彼らは打ちそろって奈良県下の彼女の実家へ一度行ってきたいものと思った。ところが実家からは、その芳江の朝鮮への帰国に待ったをかけてきたのである。(342頁)

この場合、芳江が実家に帰国意思を伝えたのはいつか、という問題が重要である。テキストをみるかぎりでは、先に帰国申請を出してから実家に報告したのか、それとも申請をする前に実家と相談をしたのか、定かではない。実家との相談が先じていたならば、最初から自分は帰国申請をせずに、夫と息子だけ申請をして帰らせた可能性もある。この場合、帰還者の範囲では北朝鮮に帰ることができないということがわからなかったかもしれない。しかし、もし申請を終えた状態で帰国を取り消したとすれば、その過程で帰国できないことが判明した可能性が高い。それにもかかわらず、帰国申請時点が明確ではない状態で、芳江を待って劉徳守の一家全員で帰国することも選択肢の一つとして残っていたことを考えると、芳江の行動には説明不可能な、不可解なものがある。『日本人妻』におけるこのような芳江の行動の不自然さに、表面的な帰国挫折の理由と、その内部に潜んでいる帰還協定というより大きな矛盾が重層的に絡んでいるといえよう。

6. 結びにかえて

『日本人妻』は、これまでの金達寿文学研究のなかで全く注目されてこなかった「未知のテキスト」である。しかし、『日本人妻』がその背景としている帰国事業は、テッサ・モーリスズキの言葉をかりれば「日本に新しい軍事的な枠組みができ、福祉制度の枠組みもできた、六〇年代初めを象徴する中心的な出来事」²⁸として評価されるように、歴史上重要な事柄であった。さらに帰国事業は、日本における北朝鮮問題の起源ともいえる日本人妻の存在をはじめ、様々な文脈が複雑に絡んだ「奇妙な大イベント」であった。そのような意味において、『日本人妻』は、本研究が目指した日本文化における北朝鮮表象分析に最もふさわしい対象であるといえ

る。

本稿では、まず、帰国事業の中でも日本人妻言説に注目し、当時の日本人妻言説における「祖国」概念を『日本人妻』における主人公加原芳江のそれと比較分析した。その結果、日本人妻加原芳江の「祖国」意識は、当時の言説状況に回収されない、民族が否定された「祖国」として北朝鮮を表象していたことが明らかになった。それは、日本人妻言説の作り主の一人でもあった金達寿が夢見た「祖国朝鮮」とは一線を引いた予想外の展開をみせており、日本人妻を帰国物語の主役に登場させた作者の意図を越える反転でもあった。次に、芳江の帰国挫折の理由について、芳江が置かれた女性としての立場や、軍人恩給言説の経緯を通して分析した。その結果、日本人妻であり、戦争未亡人でもあるという芳江の立場の二重性を明確にしたうえで、軍人恩給問題が見出した経済的な平等性、社会保障制度への欲望が、帰国事業で宣伝した北朝鮮の「社会主義福祉国家幻想」と重なったことを明らかにした。そのため、芳江の帰国を挫折させた理由である軍人恩給問題が、「地上の楽園」として包装された北朝鮮への帰国願望を弱化させる方向に進んだことが判明された。最後に、帰還案内における帰還者の資格のため、芳江が新潟に一人新潟に取り残されねばならなくなった状態にあることを確認した。その矛盾は、テキストの中の芳江の行動やストーリー展開に不可解さをもたらし、日本と北朝鮮との間に推進された帰国事業の歪んだ現実をあらわにしたと評価できる。

金達寿が、帰国事業や文学作品の創作を通じて表現しようとした「祖国朝鮮」の幻想は、テキストの中で解体されてしまった。「楽園」として描きあげたかった北朝鮮の表象は、『日本人妻』のいたるところでその「崩壊」をもたらし、全く異なったもう一つの「祖国朝鮮」を作り上げ、そして新しい「民族」の意識を生成することになった。ところが、そのことこそが、『日本人妻』がもつ小説としての価値を生み出し、金達寿文学の重要な一作品として『日本人妻』を位置づけできるきっかけとなったことは否定できない。

注

- 1 在日朝鮮人と日本人配偶者、その子どもの北朝鮮への永住帰国、あるいは移住のこと。1959年12月からから一回の中断（1968-1971）をへて、1984年までに、約9万3千人が北朝鮮に渡った。日本では「帰還事業」、韓国では「北送事業」とも呼ばれる。本稿では、一般に使われることの多い「帰国事業」と称する。
- 2 『毎日新聞』「北朝鮮に帰る人たちに」1959年12月13日、3頁。
- 3 本稿でいう日本人妻は戦前・戦後日本で在日朝鮮人と結婚（事実婚を含む）した日本

人女性配偶者を意味する。

- 4 1955年5月25日結成。菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業』中央公論新社、2009年、54頁。
- 5 菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業』中央公論新社、2009年、202頁。
- 6 本名は江利川安栄。1974年結成した「日本人妻自由往来実現運動本部」代表。
- 7 木屋隆安「北朝鮮日本人妻の悲劇」『自由』自由社、1979年9月号、129頁。
- 8 石川文洋「北朝鮮日本人妻の意外に平穏な暮らし」『朝日ジャーナル』朝日新聞社、1985年7月号、94頁。
- 9 「在日朝鮮人連盟」の略字。1945年10月15・16日東京で結成。1949年9月9日解散。戦後最大の民族団体で、以後左傾化。菊池嘉晃、前掲書、29頁。
- 10 『朝日新聞』1959年8月14日、10頁。
- 11 青木敦子「帰国事業における「日本人妻」をめぐる」、『帰国運動とは何だったのか』平凡社、2005年、126頁。
- 12 青木敦子、前掲書、134頁。
- 13 『婦人公論』中央公論新社、1959年5月号、229頁。
- 14 『週刊朝日・別冊』朝日新聞社、1960年3月号、102頁。
- 15 石田収『北朝鮮の日本人妻からの手紙』日新報道、1994年、42頁～69頁。
- 16 『週刊朝日・別冊』、前掲書、102頁。
- 17 『読売新聞』1959年2月19日、3頁。
- 18 辛基秀編集、磯貝治良「金達寿文学の位置と特質」『金達寿ルネサンス』、解放出版社、5頁。
- 19 一般には戦争で夫を犠牲になった妻を指すが、限定的には、十五年戦争で戦死、あるいは戦病死した軍人（召集軍人を含む）・軍属の妻を指す。金子幸子・黒田弘子・菅野側子・美江明子編集『日本女性史大辞典』吉川弘文館、2008年、430頁。
- 20 日本経済新聞社編『日本社会保障基本文献集 第26巻』「軍人恩給の早わかり」、日本図書センター、2008年、12頁。
- 21 川村恵美子『戦争未亡人』ドメス出版、2003年、113頁。
- 22 日本経済新聞社編、前掲書、2頁。
- 23 『朝日新聞』1955年6月30日、3頁。
- 24 『読売新聞』1958年2月2日、8頁。
- 25 『朝日新聞』1958年2月4日、2頁。
- 26 金英達・高柳俊男、『北朝鮮帰国事業関係資料集』、新幹社、1995年、56頁。
- 27 1959年8月13日、インドのカルカッタで調印。日本政府と北朝鮮政府の了解の下、両国の赤十字社（会）によって結ばれた。金英達・高柳俊男、前掲書、39頁。
- 28 テッサ・モーリス・ズキ『北朝鮮へのエクソダス』朝日出版社、2007年、268頁。